

東電原発事故の結果として放射能被害を受けた被災者を保護する為の法律案
(東電原発事故被災者保護法案) 起草に関するワーキングチーム設立趣意書

趣意

福島県東京電力第1原子力発電所事故以来、依然として15万人が自宅に戻れず、うち6万人余りが県外に移住を余儀なくされている。

このため健康の不安はもとより、コミュニティの崩壊、心理的不安、雇用の不確定など、日常生活に重大な支障が生じている事例も多出してきた。

このような例はロシアチェルノブイリ事故の際にも起き、ロシア政府は被災民に対する居住権や移住権などの支援法を立法した。

我が国の場合も地域を再建するための福島復興特別措置法が政府で検討されているが、これだけでは不十分なため別途、被災者を直接支援する枠組みが必要となっていることから、当ワーキングチームを設置するものである。

顧問	荒井 聡 増子輝彦 櫻井 充
座長	川内博史
副座長	田嶋 要 太田和美
事務局長	谷岡郁子
事務局次長	金子恵美 石原洋三郎 奥野総一郎 徳永エリ